株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律の概要

- **日本政策投資銀行の特定投資業務は、地域活性化又は企業の競争力強化に資する成長資金の供給を促進**するため、**令和2年度末を投資決定期限**として、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成27年法律第23号、以下「平成27年改正法」)により措置された業務。
- 平成27年改正法附則第10条の規定を踏まえて、<u>「㈱**日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討 会」**(座長:川村雄介 大和総研 特別理事) **を開催し、特定投資業務の在り方等について検討**(以下、概要)。</u>
 - 特定投資業務は、地域や産業界から強いニーズがあり、令和元年9月末までに計5,904億円の投資を決定し、 累積損益は108億円となっている。また、同業務により誘発された民間資金は約3.9兆円となっており、民間金融機関等とも適切に連携・協調。
 - 民間による投資領域が限定的であることや地域における成長資金が不足していることを踏まえ、同業務を時限的に5年延長することが必要。
- ⇒ <u>法改正により、特定投資業務の投資決定期限及び政府による出資期限を令和7年度末に、業務完了期限を令</u> <u>和12</u>年度末にそれぞれ5年延長した(令和2年5月22日公布・施行)。

